

規約（例）

〇〇自治会（区・町内会）規約

「規約」以外に、「会則」「規則」等の名称でも構いません。（例）〇〇区規約、〇〇町内会会則など

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) その他本会の目的を達成するために必要なこと

各項目については、各自治会の活動内容によって、修正や追加等を行ってください。ただし、スポーツや芸術等の特定の活動だけでなく広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。

（名称）

今までの自治会の名称で構いません。（例）〇〇区、〇〇町内会等

第2条 本会は、〇〇自治会と称する。

（区域）

区域は、客観的に明らかなものとして定められている必要があります。他に、「大字〇〇の区域とする。」という規約とする方法もあります。

第3条 本会の区域は、下呂市〇〇△番地から□□□番地までの区域とする。

（事務所）

事務所の所在地が、地縁団体の住所となります。また「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」とすることもできます。

第4条 本会の事務所は、下呂市〇〇××番地 〇〇公民館に置く。

第2章 会員

（会員）

年齢、性別、国籍等の制限を設けることはできません。なお法人や団体は構成員となれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる」と規定する方法もあります（賛助会員は表決権無し）。また個人ではなく、世帯を会員とすることはできません。

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

規約に、具体的な金額を定める方法もあります。

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第5条の趣旨から、不当な入会制限は許されません。2の「正当な理由」とは、その者の加入により、当該団体の目的及び活動が著しく阻害されることが、社会通念上明らかであると認められる場合等です。

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

本人の退会の意思にいかなる制約を加えることはできません。また長期の会費滞納等の義務違反に対して、会員資格の停止等の規定を設ける場合は、慎重な手続きを行うことが必要と考えられます。

第8条 会員が次の各号に該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 班長 | 〇名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 公民館長 | 1名 |
| (6) 監事 | 2名 |

・代表者（会長）1名を置かなくてはなりません。
・監事を1名、または複数名置くことが適当です。
・会長に事故があったときに備え、副会長を置くことが望ましい。
・その他の役員については、各自治会の実情に合わせてください。

(役員を選任)

・役員を選任方法は、各自治会の実情に合わせてください。
・監事は、他の役員と兼ねることは避けるべきです。

第10条 会長は、前年度の副会長をもってあてるものとする。

- 2 副会長は、世帯を単位として一般投票選挙を行い、最高得票を得た者とする。
- 3 班長は、各班から1名ずつ選任する。
- 4 会計及び公民館長は、班長の中から選任する。
- 5 監事は、総会において、会員の中から選任する。
- 6 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

会長に事故等あった時に備え、副会長が職務を代行する旨の規定を明記することが望ましい。その他、役員職務は、各自治会の実情に合わせてください。

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計事務を処理し、事務処理に係る書類及び帳簿を管理する。
- 4 公民館長は、公民館の維持管理に関する業務を行う。また公民館会計の会計事務を処理し、事務処理に係る書類及び帳簿を管理する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会及び公民館会計、資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不備の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

法律上、特に定めはありませんが、短くても1年、長くても4年程度にするのが適当です。

第12条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は会員をもって構成する。

総会は、規約により役員会に委任したものの以外の全ての事項について議決でき、規約の改正等は、法律上総会の専権事項となっており、他に委任することはできません。

(総会の機能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

総会は、少なくとも毎年1回、年度終了後3ヵ月以内に開催する必要があります。

2(2)の「5分の1」は増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第5項第4号の規定により監事から請求があったとき。

(総会の招集)

総会の開催通知は、少なくとも5日前までに行う必要があります。

第17条 総会は会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を召集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

「総会の議長は、会長がこれに当る」と定めることもできます。

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

法律上、定足数の定めはありませんが、このように規定しておくことが望ましい。なお、定足数には、第22条に規定する書面表決者及び表決委任者を含みます。

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

法律上、議決数の定めはありませんが、このように規定しておくことが望ましい。なお、議決数には、第22条に規定する書面表決者及び表決委任者を含みます。「この規約で別に規定するもの」とは、特定事項について出席会員の3分の2（4分の3等）以上の賛成を要することとするような規定を定めることです。

第20条 総会の議事は、この規約で別に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

表決権は、会員1人1票を原則としますが、2のように例外規定を設けることも可能です。未成年者の表決権の行使は、民法の定めに従い、親権者の同意又は代理により行使することとなります。

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

- 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は1世帯をもって1個とする。

- (1) 前年度の事業報告と決算報告
- (2) 新年度の事業計画と予算の提案
- (3) ○○○○○○○○
- (4) ○○○○○○○○

委任状による表決委任等の規定です。第19条及び第22条の規定との関連から、総会の開催を確保するため、この規定を設けることが望ましい。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出

席したものとみなす。

会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するため、議事録の作成が必要です。議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。

第 5 章 役員会

(役員会の構成)

地縁団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは困難なため、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会の構成員とはなれません（議決権を持たない立場での出席は可能です）。

第 24 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第 25 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 26 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員員の〇分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 27 条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第 28 条 役員会には、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 29 条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う諸収入
- (4) 資産から生ずる利益
- (5) その他の収入

財産目録は、法律上設立時及び毎年度当初 3 ヶ月以内に作成することとなっています。

資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより、会長が執行することが適当です。また日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決（4分の3以上の議決）により行うことが適当と考えられます。

第 31 条 本会の資産で第 29 条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

事業計画及び予算の議決は、重要事項なので総会の議決が必要ですが、通常総会を年度当初 3 ヶ月以内に 1 回のみ行うこととした場合は、2 のように定めておくことが適当です。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 か月以内に総会の承認を受けなけ

ればならない。

(会計年度)

会計年度については、特に制限はありませんが、一般的には例のとおりか、1月1日から12月31日までとすることが多い。

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

規約の変更は、総会の専決事項です。また「規約変更認可申請書」による市長の認可が必要となります。なお議決定数の「4分の3」は変更できますが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、引き下げには慎重であるべきです。

第36条 この規約は、総会において代表権を有する会員の4分の3以上の議決を得、かつ、下呂市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

地方自治法第260条20の規定による解散事項は、①破産、②認可の取消、③総会の決議、④構成員の欠亡です。なお他に特別な解散事由を規約に定めることもできます。なお議決定数の「4分の3」については、規約の変更の留意事項と同様です。

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、代表権を有する会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

解散した地縁団体の財産の処分は、規約で指定できますが、営利法人等に寄付したりするような定めは、地縁団体の目的から適当ではありません。なお議決定数の「4分の3」については、規約の変更等の留意事項と同様です。

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類等)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

規約施行上の細則等を定めることについては、会長又は役員会等に委任する旨の総会の議決が必要です。細則としては、「総会の議事運営規定」「弔慰金支給規程」「旅費規程」等が考えられます。

(委任)

第 40 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附則

(1) この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

年度中途に設立認可を予定する場合等は、この規定が必要です。

(2) 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

年度中途に設立認可を予定する場合等は、この規定が必要です。

(3) 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

◎地縁団体の規約の作成について

- ・上記の規約は、一般的な例ですので、各団体の規約作成に当っては、例や留意事項を参考としながら各団体の実情に合った定めをすることが必要です。
 - ・自治会が、地縁団体の認可を得ようとする場合は、規約の作成が必要です。
 - ・規約には、次の事項が必ず定められていなければなりません。
- ①目的②名称③区域④事務所の所在地⑤構成員の資格に関する事項
⑥代表者に関する事項⑦会議に関する事項⑧資産に関する事項
- ・認可を受けた地縁団体が、規約を変更しようとする場合は、申請書を提出して、市長の認可を得る必要があります。